

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	六〇
告示	
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	六〇
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	六〇
○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	六〇
○生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件	六〇
○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六〇
○生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件	六〇
○生活保護法による指定介護機関の事業を休止した旨届出があった件	六〇
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	六〇
○新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件	六〇
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	六〇
○道路の供用を開始する件	六〇
○公有水面埋立てについて竣工を認可した件	六〇
公告	
○地方税法により特約業者の指定を取り消した件	六〇
○一般競争入札を行う件	六〇
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	六〇
○土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件	六〇
○県営土地改良事業の工事が完了した件	六〇
○落札者を決定した件	六〇

規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第六十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営霞町団地の項を次のように改める。

福島県営霞町団地	福島市	百一号室、百三号室及び二百一号室から三百四号室まで	〇・九四
		百一号室及び百四号室	〇・九七

別表第二の一の表福島県営桜木町団地の項を次のように改める。

福島県営桜木町団地	福島市	一号棟、二号棟、四号棟、五号棟の二百一号室、二百二号室、三百一号室から九百四号室及び九百九十一号室から九百九十四号室まで	〇・九五
		二号棟、五号棟の百一号室、百二号室、二百二号室及び二百四号室	〇・九八

別表第二の一の表福島県営上並松団地の項中

二号棟から六号棟まで、八号棟	〇・八
----------------	-----

七

を

二号棟から五号棟まで、六号棟の百一号室及び百二号室から三百三十三号室まで、七号棟、八号棟の百一号室及び百三十三号室から三百三十三号室まで

〇・八七

に改め、同表福島県営蓬萊団地

六号棟の百二号室、八号棟

〇・九〇

の項中「一号棟から三号棟まで、五号棟」を「二号棟の四号室及び九号室」に、「六号棟の一号室」を「一号棟、二号棟の二号室、三号室、五号室から八号室まで、十号室から十三号室まで、十五号室及び十六号室、三号棟、五号棟の一号室から十五号室まで及

び十八号室から二十一号室まで、六号棟の一号室」に、

六号棟の三号室から六号室まで、九号室から十二号室まで、十五号室から十八号室まで及び二十一号室から二十四号室まで、七号棟の二百一号室から四百八号室まで、八号棟の二百一号室から四百八号室まで、九号棟の二百一号室から四百八号室まで、十号棟、十一号棟、十三号棟、十五号棟

〇・八五

を

六号棟の三号室から六号室まで、九号室から十二号室まで、十五号室から十八号室まで及び二十一号室から二十四号室まで、七号棟の二百一号室から四百八号室まで、八号棟の二百一号室から四百八号室まで、九号棟の二百一号室から四百八号室まで、十号棟、十一号棟、十三号棟、十五号棟	〇・八五
五号棟の十六号室及び十七号室	〇・八四
二号棟の一号室及び十四号室	〇・八九

に改め、同表福島県営

柴宮団地の項中「四号棟まで」の下に、「七号棟」を加え、「七号棟」を削り、同表福島県営青木団地の項中「四十一号棟から四十三号棟まで」を削り、「二十二号室及び二十八号室」の下に、「四十一号棟から四十三号棟まで」を加え、同表福島県営緑町団地の項中「〇・八四」を「〇・八二」に改め、同表福島県営高坂団地の項中「一号棟から」を「一号棟の百一号室から二百四号室まで、一号棟」に、「二十一号棟」を「一号棟の三百一号室から四百二号室まで、二十一号棟」に改め、同表福島県営道珍団地の項を次のように改める。

福島県営道珍団地

いわき市

一号棟から六号棟までの百一号室から二百四号室まで	〇・八七
一号棟から六号棟までの三百五号室及び三百六号室	〇・八九

別表第二の一の表福島県営根小屋団地の項を次のように改める。

福島県営根小屋団地

いわき市

一号棟から六号棟までの百一号室から三百六号室まで	〇・八四
一号棟から六号棟までの四百七号室及び四百八号室	〇・八六

附則 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第七百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人邦論会とみおか診療所	本宮市高木字熊ノ木五	令和二年十月一日
医療法人邦論会とみおか診療所	双葉郡富岡町大字小浜字中央三七四一	同日

(社会福祉課)

福島県告示第七百五十二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
いいで薬局	喜多方市長面三〇八九一	令和二年十月一日
みどり薬局	相馬市中村字曲田一一四	令和二年十月三一日
今村病院	双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前二四三	令和二年九月三〇日
富岡町立とみおか診療所	双葉郡富岡町大字小浜字中央三七四一	同日

(社会福祉課)

福島県告示第七百五十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるこ

ととされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
 令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人博寿会村上医院	伊達郡国見町大字藤田字北一一一	医療法人博寿会	伊達郡国見町大字藤田字北一一一	令和二年七月二二日	居宅療養管理指導
あいセンター薬局	会津若松市山鹿町四一一三	株式会社あい	会津若松市山鹿町四一九	令和元年二月二二日	居宅療養管理指導
コスモ調剤薬局会津店	会津若松市本町一一二	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目一一二	令和二年九月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
フジ薬局矢吹店	西白河郡矢吹町八幡町二七二	株式会社LasIQ	須賀川市本町四七	令和二年八月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
居宅介護支援事業所わかば	耶麻郡猪苗代町大字磐里字百目貫七三六一一	株式会社つばさ	耶麻郡猪苗代町大字磐里字百目貫七三六一一	令和二年五月二八日	居宅介護支援事業

(社会福祉課)

福島県告示第七百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号））第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。
令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称		事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	J A会津よつば 福祉支援センター 美里	喜多方市岩月町 喜多方字測の下 一七一―四	会津よつば農業協同組合	会津若松市扇町 三五―一
変更後	J A会津よつば 福祉支援センター みどり	大沼郡会津美里町立石田字古宮 前甲三六二―二	会津よつば農業協同組合	会津若松市扇町 三五―一

(社会福祉課)

福島県告示第七百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号））第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
あぶくま訪問看護ステーション	伊達市広前六一	伊達市保原町上保原字大地内三九―四	公益財団法人仁泉会	伊達市保原町上保原字大地内三九―四

あぶくま訪問看護
定居宅介護支援
事業所

伊達市広前六一

伊達市保原町上
保原字大地内三
九―四

公益財団
法人仁泉
会

伊達市保原町上
保原字大地内三
九―四

あぶくまヘルパー
ステーション

伊達市広前六一

伊達市保原町上
保原字大地内三
九―四

公益財団
法人仁泉
会

伊達市保原町上
保原字大地内三
九―四

(社会福祉課)

福島県告示第七百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号））第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ツクイ会	会津若松市中央一五―三〇	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六一―一	令和二年九月三〇	居宅介護支援事業
津	会津若松市中央一五―三〇	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六一―一	同日	介護予防・日常生活支援（通所型）サービス
津	会津若松市中央一五―三〇	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六一―一	同日	介護予防・日常生活支援（通所型）サービス

ツクイ会 津古川町	会津若松 市古川町 一〇一八	株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目六一	日 同	介護予 防・日常 生活支援 サービス (通所型 サービス)
J A会津 よつば福 祉支援セ ンターあ いづ	会津若松 市高野町 大字上高 野字村内 一七六	会津よつ ば農業協 同組合	会津若松市扇町 三五一一	令和二年八月三二 日	居宅介護 支援事業
J A会津 よつば福 祉支援セ ンター猪 苗代	耶麻郡猪 苗代町大 字千代田 字トウフ ケ五一	会津よつ ば農業協 同組合	会津若松市扇町 三五一一	日 同	居宅介護 支援事業
J A会津 よつば福 祉支援セ ンター坂 下	河沼郡会 津坂下町 東南町裏 甲三九八 五一	会津よつ ば農業協 同組合	会津若松市扇町 三五一一	日 同	居宅介護 支援事業

(社会福祉課)

福島県告示第七百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨届出があった。

令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
訪問看護ステーション ゆゆう う	南相馬市 原町区西 町一丁目 五〇	医療法人 伸裕会	南相馬市原町区 本町一丁目一四	令和二年四月一日	訪問看護

(社会福祉課)

福島県告示第七百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和二年十一月十七日から令和三年三月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) カインズ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南六三二番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社カインズ
代表者の氏名 代表取締役 高家 正行
住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社カインズ
代表者の氏名 代表取締役 高家 正行
住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年六月三十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
七千平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 三百八十三台

- 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 三十八台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百二十五平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十二立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前六時三十分
 - (二) 閉店時刻 午後九時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時から午後九時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 三か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
令和二年十月三十日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、大玉土地改良区が大玉地区維持管理事業計画に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年十一月十八日から
同 年十二月七日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
大玉村役場

福島県告示第七百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町多々石字内山八一六の四、八一六の一三、字原ノ前七三から七六まで
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施設要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内山八一六の一三、字原ノ前七四
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
(森林保全課)

福島県告示第七百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で令和二年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町山木屋字橋端山一番 一地先から	令和二年十一月一七日
同 郡 同	町山木屋字橋端山一四	

番四地先まで

(道路計画課)

福島県告示第七百六十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により公有水面埋立について、次のとおり竣功を認可した。
令和二年十一月十七日

一 竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名
福島県知事 内堀 雅雄

名称 福島県
事務所のある地 福島県福島市杉妻町二番十六号
代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄

二 竣功認可の年月日 令和二年十一月六日

三 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり(第三工区)

四 免許の年月日及び番号 平成三十年八月二十七日福島県指令河第五百九十五号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村 浪江町
(「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び浪江町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)
(港湾課)

公 告

公告第二百四十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四條の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。
令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社末永商	末永 博幸	双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市の沢七	令和二年十一月六日

(税務課)

公告第249号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年11月17日

福島県知事 内堀 雅雄

- 入札に付する事項
 - 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務 一式
 - 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 履行期間 契約締結日から令和8年6月30日まで
 - 履行場所 仕様書による。
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - 3に掲げる日から起算して過去5年以内に、都道府県との契約において、福島県給与データ入出力システムと同等以上の機能を有するWeb方式のシステムを構築

又は更新し、かつ、同システムの運用・保守業務を受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。

- (5) ISO 9001の認証を受けている者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証及び同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)、(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年12月11日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部人事総室職員業務課

電話024-521-7972

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年12月11日（金）午後5時15分必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年11月17日（火）から同年12月11日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書及び入札等関連資料を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年12月11日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年12月28日（月）午前10時
- (2) 場所 福島県庁仮設庁舎1階ミーティングルーム（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年12月25日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Replacement of server equipment as well as maintenance and operation of the Fukushima Prefectural Payroll Data Input/Output System 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 28 December 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 25 December 2020
- (4) Contact point for the notice: Employee Management Division, Human Resources Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7972
(職員業務課)

公告第二百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
飯館村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 菅野 典雄 相馬郡飯館村佐須字佐須五二番地

(農村計画課)

公告第二百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

平田村土地改良区

退任した清算人

役別 氏名

住所

清算人 高久 為雄 石川郡平田村大字九生滝字数河内三五番地

同 遠藤 和美 郡同 村大字下蓬田字蓬来内四四番地

同 吉田 運吉 郡同 村大字上蓬田字銭神二三番地

(農村計画課)

公告第二百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の三第三項の規定により、小田高原地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備(ため池整備事業))の工事は令和二年九月二十八日完了したので公告する。

令和二年十一月十七日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

公告第253号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年11月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モバイルノート型パソコン 200台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田2丁目3番4号
- 5 落札金額
28,441,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年9月15日

（入札用度課）